

原子力発第12100号  
平成24年 8月23日

愛媛県知事  
中村時広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

事故時等における記録及びその保存の徹底に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

事故時等における記録及びその保存の徹底に関して、平成24年8月23日付けで原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

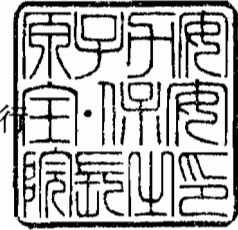
20120822 原院第 3 号

平成 24 年 8 月 23 日

四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行



事故時等における記録及びその保存の徹底について（指示）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-161b-12-3、NISA-134b-12-1）のとおり、原子力事業者に対して対応を求めることといたしました。つきましては、原子力事業者である貴社におかれましては別添の内容に従い、所要の対応をお願い致します。

# 経済産業省

20120822 原院第 3 号

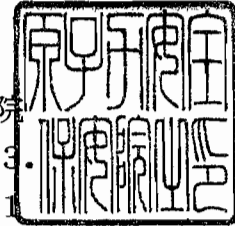
平成 24 年 8 月 23 日

事故時等における記録及びその保存の徹底について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-161b-12-3

NISA-134b-12-1



平成 23 年東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書（平成 24 年 7 月 5 日）等で指摘されているとおり、地震発生直後において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所 1 号機の非常用ディーゼル発電機（A）や主蒸気逃がし安全弁の作動に係る警報の記録がないことから、事故の実態把握に影響が生じています。

原子力安全・保安院としては、こうした事態を踏まえ、原子力事業者に対し、事故時等における記録及びその保存の徹底を図るため、事故時においても核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 34 条に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号り又は、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 25 条第 1 項第 2 号りの要求が満足されるよう、現状の装置やその運用を確認するとともに、必要に応じて信頼性向上に係る適切な対応を検討し、平成 24 年 9 月 21 日までにその内容を報告することを求めます。